

周南市中小企業振興融資制度

小規模・中小企業経営改善資金

据置期間中の支払利息を全額支援します

①対象となる事業者

「小規模・中小企業経営改善資金」を、据置期間を設けて利用した事業者

②対象期間(以下の期間に融資実行されたもの)

令和2年3月1日 ~ 令和3年2月28日

③手続きの方法

手続きは、取扱金融機関にて行います

- 1) 「小規模・中小企業経営改善資金」の利用が、前提となります
- 2) 融資申し込みの際に、市への手続き書類を金融機関へ提出
- 3) 融資実行後に、取扱金融機関が、手続き書類を市へ提出
- 4) 市の審査後、融資資金運用口座へ補助金(支払利息相当額)を交付

④取扱金融機関

山口銀行、西京銀行、もみじ銀行、広島銀行、東山口信用金庫、  
商工組合中央金庫

(まずは、お取引のある上記金融機関へお問い合わせください)

※ 「小規模・中小企業経営改善資金」(主な内容)

資金使途 : 運転

融資限度額 : 1,000万円

融資利率 : 年1.3%

融資期間 : 10年以内(据置期間1年以内)

保証料 : 市が全額助成

不況克服、企業安定のための資金の融資です。ご利用にあたってはいくつかの要件があります。

問い合わせ

〒745-8655 周南市岐山通 1-1

周南市 産業振興部 商工振興課 商工労働担当

電話 0834-22-8373(平日の8時30分~17時15分)

【不明な点は上記までお問い合わせください】

周南市 コロナ 支援

検索

